

## 16 消防防災ヘリコプター関係



## 16-1 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

### 目次

- 第1章 総則 (第1条-第3条)
- 第2章 運航管理 (第4条-第12条)
- 第3章 安全管理 (第13条)
- 第4章 教育訓練等 (第14条)
- 第5章 事故に対する措置等 (第15条-第17条)
- 第6章 雑則 (第18条・第19条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この要綱は、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

##### (他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(総括管理者、運航管理責任者、運航責任者、運航安全管理者及び運航指揮者)

第3条 航空機の運航管理を総括する者（以下「総括管理者」という。）は、防災安全統括部長とする。

2 航空機の運航管理を行う者（以下「運航管理責任者」という。）は、消防防災安全課長とする。

3 航空機の運航指示を行う者（以下「運航責任者」という。）は、防災航空事務所長とする。

4 航空機による消防防災業務の指揮を行う者（以下「運航指揮者」という。）は、消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗しないときにあつては、運航管理責任者が当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任する者）とする。

5 航空機の運航等に関する助言を行う者（以下「運航安全管理者」という。）は、航空機の操縦等の運航管理業務を委託する運航会社において、航空機の運航等の専門的な知見を有する者とする。

#### 第2章 運航管理

##### (運航基準)

第4条 航空機は、次に掲げる活動であつて、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められるものを行う場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 救助活動

#### (3) 救助活動

- (4) 火災防御活動
  - (5) 広域航空消防応援活動
  - (6) 災害予防対策活動
  - (7) 消防防災訓練活動
  - (8) 県の一般行政活動
  - (9) その他知事が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。ただし、次条第1項に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、点検整備その他航空機の運航に支障があるときは、航空機の運航は行わない。

##### (緊急運航)

第5条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる活動のための航空機の運航（以下「緊急運航」という。）は、運航の要請に基づき行うものとする。

2 運航管理責任者は運航要請の可否を決定し、周囲の気象、地形の状況など必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うことができる。

3 運航責任者は消防防災ヘリコプターの出発の承認、周囲の気象、地形の状況など必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うことができる。

4 運航指揮者による「当該航空消防活動の目的」「内容」「現場の状況等」に係る情報周知後に出発を行うものとする。

5 緊急運航のうち、前条第1項第1号及び第5号に掲げる活動のためのものは、災害の規模等に照らし緊急を要し、かつ運航の要請を待ついとまがないと認められる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、運航の要請を待たずに行うことができる。

6 緊急運航は、前条第1項第6号から第9号までに掲げる活動のための航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

7 通常運航中に緊急運航の必要が生じたときは、運航責任者は直ちに緊急運航に移行する旨、運航指揮者に指示しなければならぬ。

8 運航責任者は、緊急運航を行ったときは、運航管理責任者にその旨を報告しなければならぬ。

9 運航管理責任者は、前項の報告を受けたときは、総括管理者にその旨を報告しなければならぬ。

##### (通常運航)

第6条 通常運航は、次条第1項に規定する運航計画に基づき行うものとする。

##### (運航計画)

第7条 通常運航の運航計画は、運航管理責任者が年間運航計画（様式第1号）及び月間運航計画（様式第2号）により定めるものとする。

2 通常運航による航空機の使用を予定している者は、使用を予定している年度の前年度の2月末日まで及び使用を予定している月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用年間（月間）予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなけ

ればならない。

(通常運航による航空機の使用の承認)

第 8 条 通常運航による航空機の使用をしようとする者は、使用日の 90 日前までに消防防災ヘリコプター使用承認申請書(様式第 4 号)に事業計画書を添えて運航管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による使用の承認の申請があった場合において、使用が適当と認めるときは、使用の承認を決定し、当該申請をした者に対し、消防防災ヘリコプター使用承認書を交付するものとする。

(搭乗員の指定)

第 9 条 航空機の運航に当たり航空機に搭乗し消防防災業務に従事する者は、消防防災航空隊員(消防防災航空隊の隊長、副隊長及び隊員をいう。以下同じ。)のうちから、運航管理責任者が指定するものとする。

2 運航管理責任者は、前項に規定する者のほか、航空機による消防防災業務に必要な者を航空機に搭乗させることができる。

(報告)

第 10 条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に重要な情報を得たときは、逐次これを運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは飛行報告書(様式第 5 号)及び緊急運航報告書(様式第 6 号)を、通常運航を行ったときは飛行報告書を作成し、速やかに運航管理責任者に提出するものとする。

(維持管理)

第 11 条 運航管理責任者は、航空機及び消防防災業務用装備品を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておくものとする。

(飛行場外離着陸場等)

第 12 条 運航管理責任者は、市町と協議し航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 79 条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び同法第 81 条の 2 の規定に基づく緊急離着陸場を確保するものとする。

2 消防防災航空隊長は、前項の飛行場外離着陸場及び緊急離着陸場について、常にその実態把握に努めるものとする。

### 第 3 章 安全管理

第 13 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策の確立に努めるものとする。

2 運航管理責任者は、航空機による消防防災業務の遂行に当たり、消防防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するとともに、航空事故防止対策等を講ずるものとする。

3 運航管理責任者は、航空機の安全運航、消防防災航空隊員の安全確保及び消防防災業務の効率的かつ安全に遂行できるよう努めるものとする。

4 運航指揮者は、航空機による消防防災業務の遂行に当たり、当該業務が効果的か

つ安全に遂行できるよう努めるものとする。

5 運航安全管理者は、航空機の安全運航管理体制の確保に努めるとともに、安全管理の徹底を図るほか、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航管理責任者、機長その他関係者に対する航空機の運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認められる事項に関する助言を行う。

6 航空機の安全かつ効率的な運航に必要な実施要領については、「愛媛県消防防災航空隊 C R M (クルー・リソース・マネージメント)実施要領」によるものとする。

7 運航中の航空機における周囲の監視、消防防災航空隊員と機長等との連携及び機長の注意を喚起するための実施要領については、「愛媛県消防防災航空隊機内交話要領(ボイス・プロシージャ)」によるものとする。

### 第 4 章 教育訓練等

第 14 条 総括管理者は、消防防災航空隊員の訓練体制の整備を図り、消防防災航空隊員の資質の向上に努めるものとする。

2 運航管理責任者は、航空機による消防防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関との連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

3 運航管理責任者は、「教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画」を立案しなければならない。

4 運航管理責任者等は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な消防防災業務に資するため、毎年操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

5 前項に定めるもののほか、消防防災航空隊長は、計画的に消防防災航空隊の訓練を行わなければならない。

### 第 5 章 事故に対する措置等

(捜索救難体制の確立)

第 15 条 総括管理者は、航空機又は搭乗者の危険が生じた場合又は危険が生ずるおそれがあると認められる場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておくものとする。

(危険の場合の措置)

第 16 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機又は搭乗者の危険が生じた場合又は危険が生じようとするおそれがあると認められる場合は、危険の防止に必要な手段を尽くすとともに、直ちにその状況を運航管理責任者に連絡するものとする。

2 運航責任者は、前項の連絡を受けた場合又は航空機若しくは搭乗者の危険に関する情報入手した場合は、直ちに捜索救難活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者に報告しなければならない。

3 運航管理責任者は、前項の連絡を受けた場合又は航空機若しくは搭乗者の危険に関する情報入手した場合は、直ちに捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 17 条 総括管理者は、航空機の事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等に

ついて調査し、その結果を知事に報告しなければならぬ。

第6章 雑則  
(記録及び報告)

第18条 運輸管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空機による消防防災業務に関する記録を整理しておくものとする。

(その他)

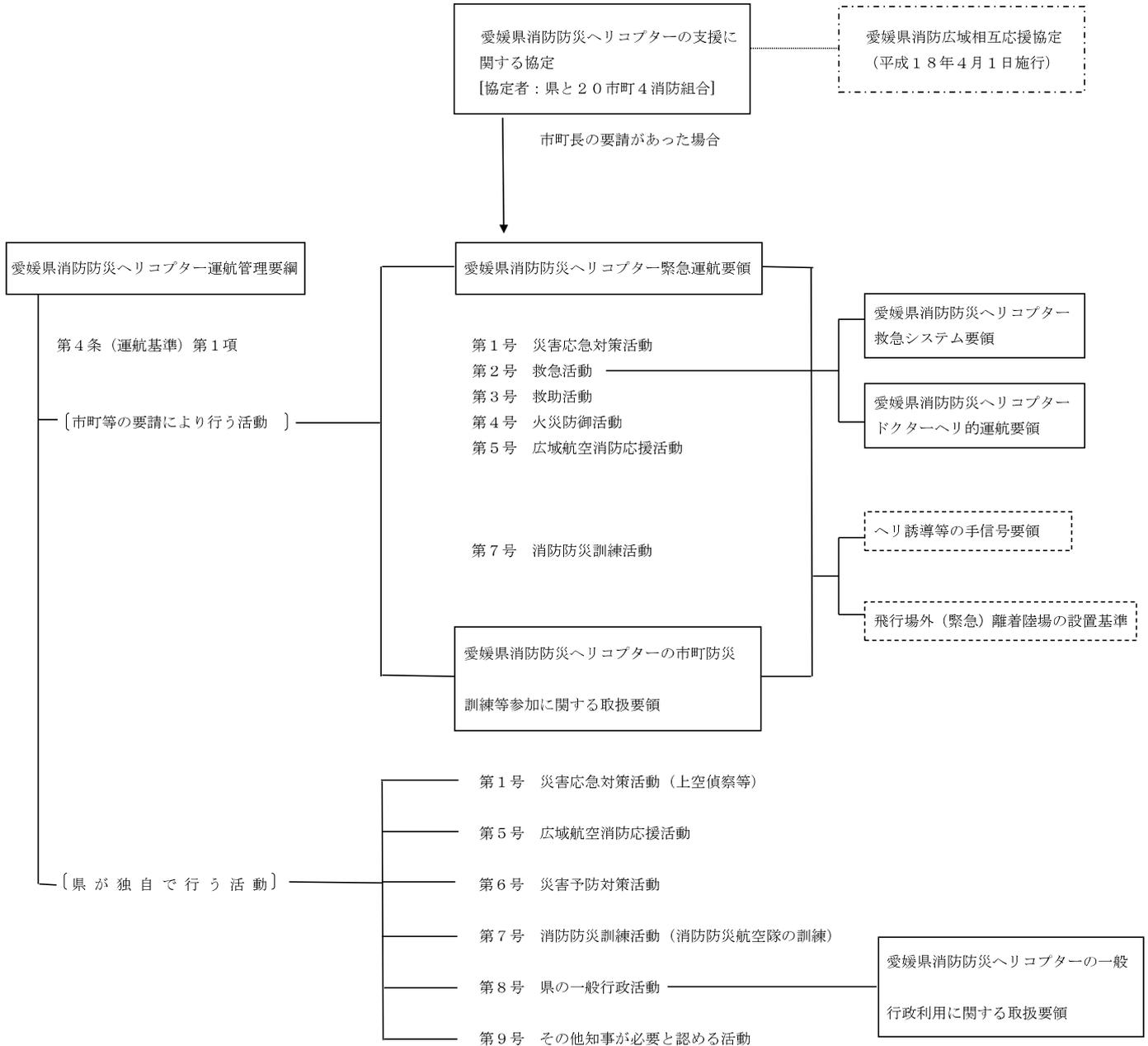
第19条 この要綱に定めるもののほか、航空機の運輸管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

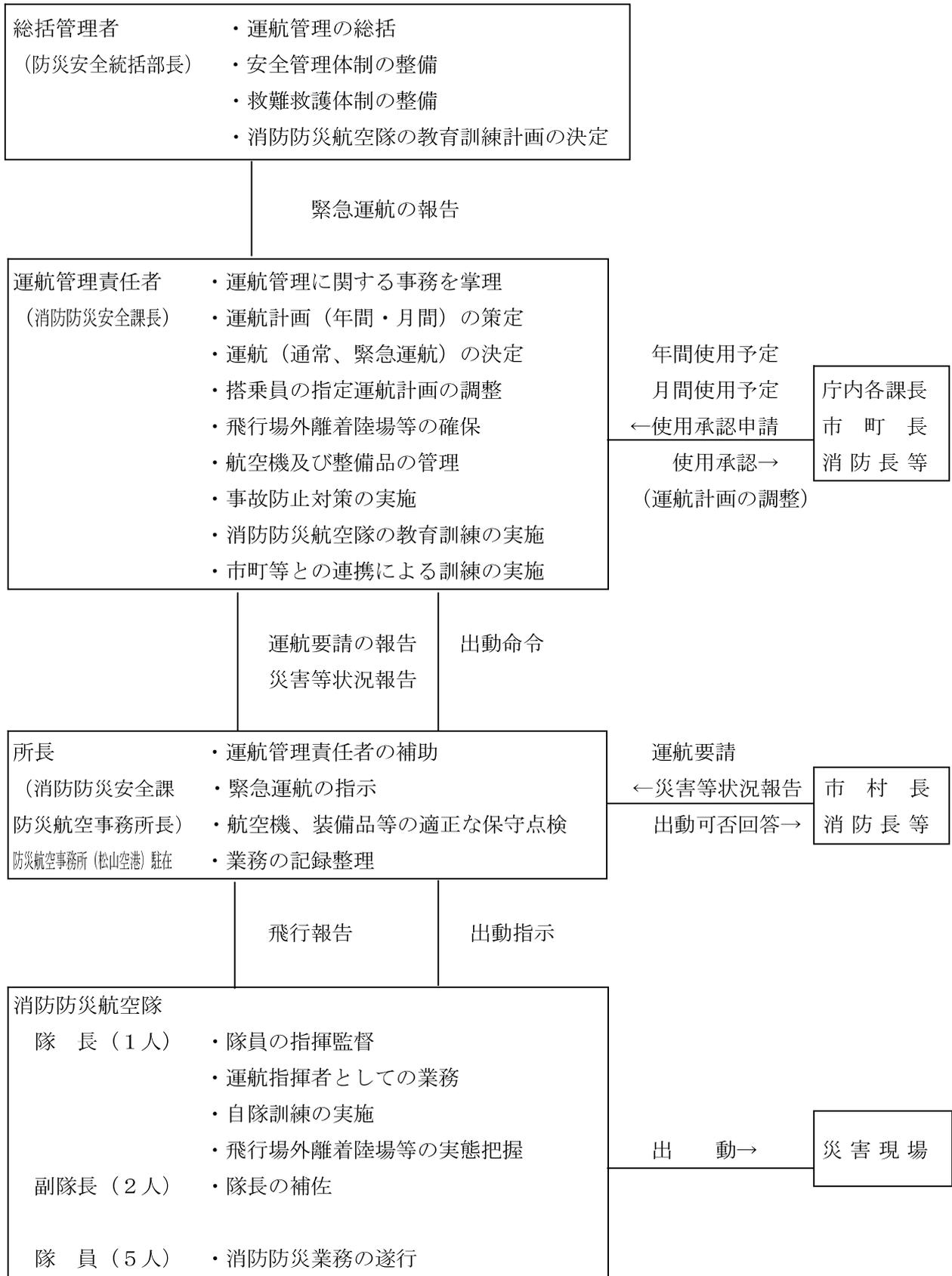
平成8年10月1日	施行
平成22年3月17日	改定
平成26年1月24日	改定
令和3年3月31日	改定
令和4年3月31日	改定
令和6年3月31日	改定

16-2 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図（消防防災安全課）

○ 運航開始平成8年10月1日

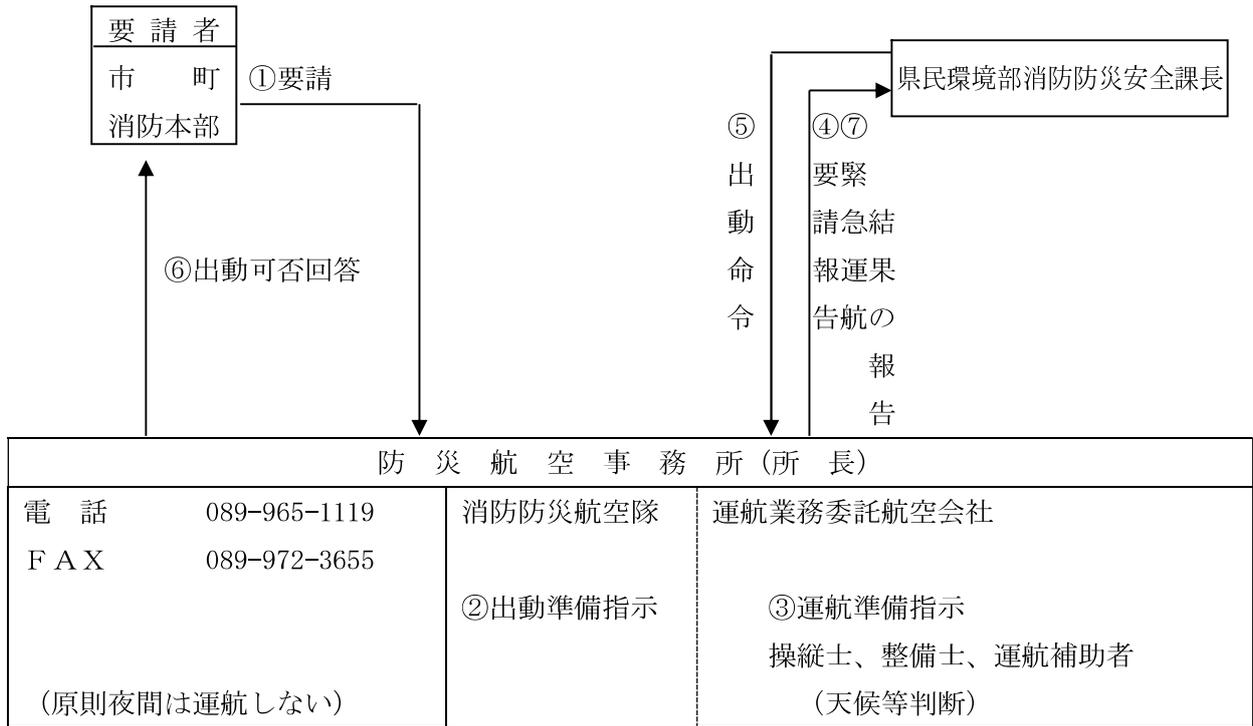


16-3 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー(消防防災安全課)

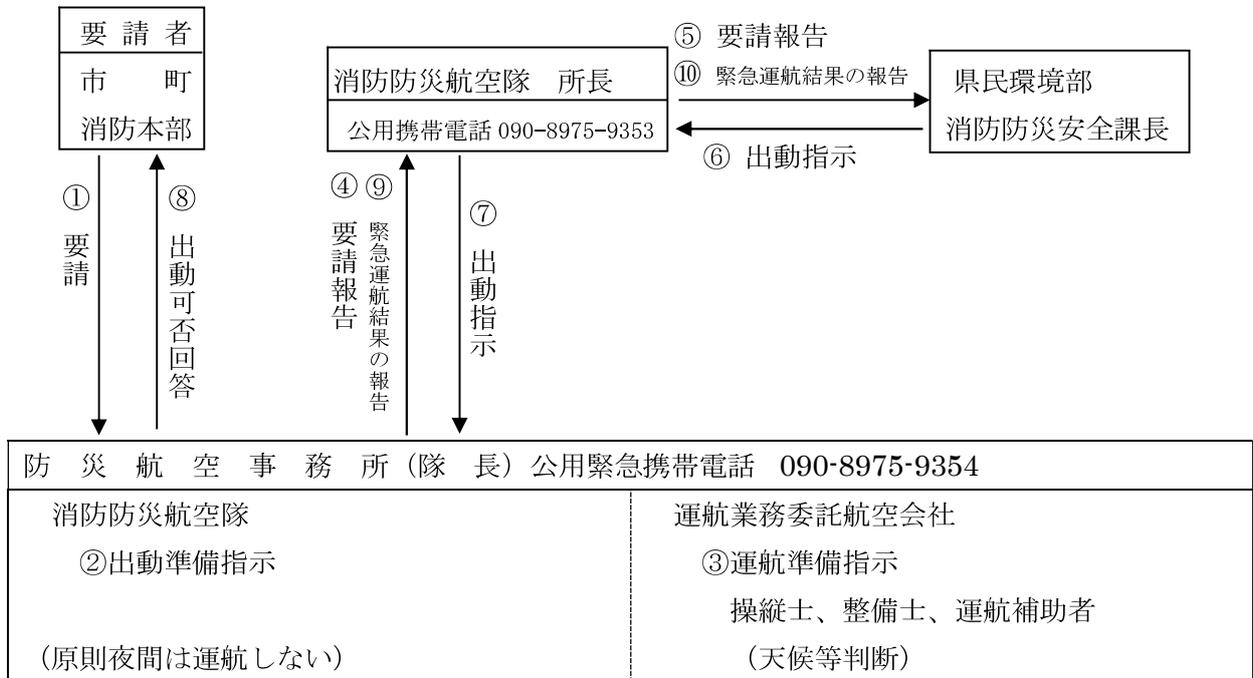


16-4 緊急運航連絡系統図(消防防災安全課)

○ 執務時間内緊急運航連絡系統図



○ 執務時間外緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を隊長に連絡し、隊長は関係者に連絡する。(携帯電話等による)

## 16-5 愛媛県消防防災航空隊〔運航体制等〕（消防防災安全課）

### 1 航空隊の編成

隊長	1名	隊内総括、搭乗指揮
副隊長	2名	隊長の補佐（搭乗指揮）
隊員	5名	搭乗
計	8名	

### 2 運航基地

松山空港内に消防防災ヘリコプターの運用関連施設を確保し、航空隊が常駐する事務所を設置する。

3 運航体制 航空隊員が土日、祝日、年末年始を問わず、365日勤務し、常時運航できる体制をとる。

4 運航時間 8時30分から17時15分までの間であるが、緊急の場合には日の出から日没までの間も運航する。  
原則として夜間運航はしない。

5 活動種別 ①災害応急対策活動 ②救急活動 ③救助活動 ④火災防御活動  
⑦は県職員対応 ⑤広域航空消防応援活動 ⑥消防防災訓練活動 ⑦一般行政活動

### 6 災害別活動内容

	活 動 内 容
災害対策活動	1 被災状況の偵察及び情報収集活動
	2 救援物資、人員、資機材等の搬送
	3 災害に関する情報、警報等の伝達活動
	4 その他応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動
救急活動	1 交通遠隔地（離島、山村等）からの傷病者の搬送
	2 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
	3 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
	4 その他救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動
救助活動	1 高層建物火災における救助
	2 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助
	3 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
	4 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
	5 その他救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動
火災防御活動	1 林野火災等における空中消火
	2 消火活動のための人員、資機材等の搬送
	3 その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

### 7 災害時の緊急運航要件

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。  
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合。)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。  
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

16-6 県内飛行場外臨時離着陸場一覧表

中予地区

番号	市町	名称	所在地	区分	駐機数		位置(緯度)			位置(経度)		
					中型機	大型機	北緯	東経	東経	東経	東経	
1	松山市	陸上競技場	松山市上野町乙46番地内	広域拠点	4	2	北緯 33 度 46 分 05 秒	東経 132 度 47 分 50 秒				
2	松山市	補助競技場			4	2	北緯 33 度 45 分 57 秒	東経 132 度 47 分 44 秒				
3	松山市	多目的広場			2	1	北緯 33 度 45 分 57 秒	東経 132 度 47 分 49 秒				
4	松山市	球技場			4	2	北緯 33 度 46 分 07 秒	東経 132 度 47 分 58 秒				
5	松山市	自由広場			3	1	北緯 33 度 46 分 04 秒	東経 132 度 48 分 05 秒				
6	松山市	県営総合運動公園	松山市上野町乙46番地内	緊急(適地)	4	2	北緯 33 度 45 分 58 秒	東経 132 度 47 分 47 秒				
7	松山市	野外活動センター多目的グラウンドA	松山市普沢町乙280	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 54 分 53 秒	東経 132 度 48 分 35 秒				
8	松山市	北条スポーツセンター	松山市大浦168	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 59 分 43 秒	東経 132 度 46 分 23 秒				
9	松山市	県立運タンク施設横駐車場	松山市野忽那甲11-2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 32 秒	東経 132 度 41 分 17 秒				
10	松山市	鹿島	松山市北条辻	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 21 秒	東経 132 度 45 分 57 秒				
11	松山市	立岩川水辺広場	松山市庄	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 58 分 13 秒	東経 132 度 47 分 58 秒				
12	松山市	二神診療所東空地(二神漁港)	松山市二神甲459-16	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 00 秒	東経 132 度 32 分 24 秒				
13	松山市	睦月埋立地	松山市睦月甲2194-24	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 23 秒	東経 132 度 39 分 56 秒				
14	松山市	中島港湾緑地公園	松山市中島小浜	緊急(適地)	2	1	北緯 33 度 58 分 15 秒	東経 132 度 37 分 51 秒				
15	松山市	馬磯漁港	松山市門田町	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 55 分 22 秒	東経 132 度 41 分 47 秒				
16	松山市	河野別府公園	松山市河野別府921番地	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 57 分 29 秒	東経 132 度 46 分 45 秒				
17	松山市	釣島漁港荷揚場	松山市泊町	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 53 分 40 秒	東経 132 度 38 分 21 秒				
18	松山市	津和地漁港南空地	松山市津和地599-2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 51 秒	東経 132 度 30 分 46 秒				
19	松山市	中島南小学校跡へリポート	松山市宮野1651	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 24 秒	東経 132 度 36 分 46 秒				
20	松山市	天谷小学校跡へリポート	松山市吉木甲77-3	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 33 秒	東経 132 度 35 分 43 秒				
21	松山市	奥道後ゴルフクラブ練習場	松山市八反地乙102番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 27 秒	東経 132 度 48 分 04 秒				
22	松山市	北条カントリー倶楽部10番ホール	松山市才之原乙76番地2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 04 秒	東経 132 度 49 分 30 秒				
23	松山市	テサカントリークラブ北条1番ホール	松山市萩原乙396番地2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 41 秒	東経 132 度 49 分 50 秒				
24	松山市	サンセットヒルズ	松山市庄乙360番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 52 秒	東経 132 度 48 分 49 秒				
25	松山市	エリエールゴルフ倶楽部1番ホール	松山市柳谷町45番1	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 55 分 13 秒	東経 132 度 49 分 04 秒				
26	松山市	道後ゴルフ倶楽部2番ホール	松山市下伊台町乙115番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 52 分 16 秒	東経 132 度 47 分 10 秒				
27	松山市	陸上自衛隊松山駐屯地	松山市南極本町乙115	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 48 分 05 秒	東経 132 度 50 分 54 秒				
28	松山市	久谷中学校	松山市浄瑠璃町940	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 31 秒	東経 132 度 49 分 05 秒				
29	松山市	県農業大学校	松山市下伊台町1553	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 52 分 41 秒	東経 132 度 48 分 05 秒				
30	松山市	門田公園	松山市門田町地内	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 54 分 15 秒	東経 132 度 41 分 19 秒				
31	松山市	堀江小学校	松山市福角町甲1409-2	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 54 分 06 秒	東経 132 度 45 分 28 秒				
32	松山市	重信川大橋下流右岸河川敷	松山市井門町地先	緊急(準適地)	6	—	北緯 33 度 47 分 40 秒	東経 132 度 46 分 36 秒				
33	松山市	愛媛県消防学校大規模訓練場	松山市勝岡町1163-8	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 54 分 15 秒	東経 132 度 43 分 07 秒				
34	松山市	市民運動広場	松山市別府町621-3	緊急(準適地)	3	—	北緯 33 度 50 分 51 秒	東経 132 度 43 分 02 秒				
35	松山市	愛媛大学山越運動場	松山市山越4丁目11-10	緊急(準適地)	3	—	北緯 33 度 51 分 44 秒	東経 132 度 45 分 17 秒				
36	松山市	北条南中学校	松山市河野別府12	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 46 秒	東経 132 度 46 分 49 秒				
37	松山市	北条小学校	松山市北条辻64	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 30 秒	東経 132 度 46 分 42 秒				
38	松山市	浅海小学校	松山市浅海本谷甲728	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 00 分 35 秒	東経 132 度 48 分 11 秒				
39	松山市	北条北中学校	松山市北条辻365	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 58 分 15 秒	東経 132 度 46 分 56 秒				
40	松山市	北条公園法橋運動広場	松山市下灘渡甲18-10	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 59 分 00 秒	東経 132 度 46 分 25 秒				
41	松山市	安岡避難地	松山市安岡甲64	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 00 秒	東経 132 度 46 分 28 秒				
42	松山市	文化の森公園	松山市河野別府921	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 57 分 26 秒	東経 132 度 46 分 52 秒				
43	松山市	中島中学校	松山市長師817	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 46 秒	東経 132 度 37 分 33 秒				
44	松山市	怒和小学校	松山市元怒和甲8-2	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 22 秒	東経 132 度 32 分 56 秒				
45	松山市	津和地小学校	松山市津和地1588-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 31 秒	東経 132 度 30 分 30 秒				
46	松山市	睦月小学校	松山市睦月甲1068-6	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 27 秒	東経 132 度 39 分 52 秒				
47	松山市	野忽那小学校	松山市野忽那甲1540-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 31 秒	東経 132 度 41 分 21 秒				
48	松山市	松山北高中島分校	松山市中島大浦3100-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 24 秒	東経 132 度 37 分 35 秒				
49	松山市	西中港グラウンド	松山市鏡甲147-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 03 秒	東経 132 度 36 分 19 秒				
50	松山市	上怒和グラウンド	松山市上怒和甲1215	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 59 秒	東経 132 度 33 分 23 秒				
51	松山市	二神小学校	松山市二神甲227	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 06 秒	東経 132 度 32 分 39 秒				
52	松山市	安養寺前空地	松山市二神甲640-2	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 00 秒	東経 132 度 32 分 13 秒				
53	松山市	睦月地区多目的広場	松山市睦月甲451	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 34 秒	東経 132 度 39 分 55 秒				
54	松山市	日浦小学校	松山市河中町甲79-2	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 54 分 05 秒	東経 132 度 52 分 20 秒				
1	伊予市	伊予市民球場	伊予市森甲91-1	地域拠点	2	1	北緯 33 度 44 分 44 秒	東経 132 度 41 分 05 秒				
2	伊予市	栗の里公園	伊予市中山町中山729-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 37 分 57 秒	東経 132 度 42 分 15 秒				
3	伊予市	ウエルビア伊予	伊予市下三谷1781-1	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 46 分 05 秒	東経 132 度 43 分 00 秒				
4	伊予市	伊予小学校	伊予市上野2270番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 46 分 13 秒	東経 132 度 44 分 29 秒				
5	伊予市	南山崎小学校	伊予市大平甲942番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 42 分 53 秒	東経 132 度 42 分 26 秒				
6	伊予市	長沢グラウンド	伊予市中山町中山1号4	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 40 分 15 秒	東経 132 度 41 分 54 秒				
7	伊予市	中山中学校	伊予市中山町出淵-165	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 37 秒	東経 132 度 42 分 40 秒				
8	伊予市	ふたみ湖風ふれあい公園湖風みどりの広場	伊予市双海町高岸甲923	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 40 分 58 秒	東経 132 度 38 分 06 秒				
9	伊予市	双海中学校	伊予市双海町上灘甲5286-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 41 分 07 秒	東経 132 度 38 分 49 秒				
10	伊予市	下灘グラウンド	伊予市双海町車3670-12	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 39 分 09 秒	東経 132 度 34 分 49 秒				
11	松前町	松前中学校	松前町浜963	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 47 分 07 秒	東経 132 度 42 分 29 秒				
12	松前町	岡田小学校	松前町西高柳156	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 48 分 17 秒	東経 132 度 43 分 15 秒				
13	松前町	松前町ホッケー公園(多目的広場)	松前町鏡吉118-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 46 分 42 秒	東経 132 度 44 分 37 秒				
14	松前町	松前公園	松前町筒井638番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 47 分 18 秒	東経 132 度 42 分 48 秒				
15	砥部町	重信川河川敷	砥部町八倉 重信川河川敷	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 47 分 30 秒	東経 132 度 46 分 33 秒				
16	砥部町	田ノ浦町民広場	砥部町田ノ浦555-2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 51 秒	東経 132 度 46 分 17 秒				
17	砥部町	広田へリポート	砥部町総津1799	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 25 秒	東経 132 度 48 分 01 秒				
18	砥部町	砥部小学校	砥部町大南1039	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 44 分 08 秒	東経 132 度 47 分 24 秒				
19	砥部町	砥部中学校	砥部町千足68	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 44 分 50 秒	東経 132 度 47 分 27 秒				
20	砥部町	宮内小学校	砥部町宮内640	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 10 秒	東経 132 度 47 分 13 秒				
21	砥部町	麻生小学校	砥部町高尾田760	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 46 分 44 秒	東経 132 度 47 分 28 秒				
22	砥部町	砥部町総合公園	砥部町千足400	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 44 分 46 秒	東経 132 度 47 分 49 秒				
23	砥部町	広田町民グラウンド	砥部町総津386	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 37 分 51 秒	東経 132 度 47 分 52 秒				
1	久万高原町	久万高原町メイングラウンド	久万高原町菅生3番耕地589番地5	地域拠点	3	1	北緯 33 度 39 分 10 秒	東経 132 度 54 分 33 秒				
2	久万高原町	美川中学校	久万高原町上黒岩2890	地域拠点	2	—	北緯 33 度 36 分 56 秒	東経 132 度 58 分 25 秒				
3	久万高原町	柳谷小学校	久万高原町柳井川3542	地域拠点	1	—	北緯 33 度 32 分 17 秒	東経 133 度 00 分 04 秒				
4	久万高原町	面河ダム	久万高原町笠方1261番地他	地域拠点	1	—	北緯 33 度 44 分 12 秒	東経 133 度 01 分 13 秒				
5	久万高原町	皆ヶ滝ラグビー場	久万高原町上野尻甲970-3	地域拠点	2	—	北緯 33 度 39 分 01 秒	東経 132 度 54 分 04 秒				
6	久万高原町	久万公園グラウンド	久万高原町菅生2番耕地1644-1	地域拠点	1	1	北緯 33 度 39 分 52 秒	東経 132 度 54 分 23 秒				
7	久万高原町	石鏡山小屋第2駐車場	西条市西之川元山園有林1023林班イ小班	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 30 秒	東経 133 度 08 分 43 秒				
8	久万高原町	美川スキー場	久万高原町日野浦大谷4381	地域拠点	2	1	北緯 33 度 35 分 06 秒	東経 132 度 56 分 50 秒				
9	久万高原町	姫鶴運動場	久万高原町西谷0117番地	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 28 分 04 秒	東経 132 度 57 分 47 秒				
10	久万高原町	久万高原町消防本部へリポート	久万高原町下野尻甲33番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 27 秒	東経 132 度 54 分 35 秒				
11	久万高原町	父二峰へリポート	久万高原町露峰378番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 36 分 48 秒	東経 132 度 53 分 14 秒				
12	久万高原町	休庵へリポート	久万高原町中津1739番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 32 分 24 秒	東経 133 度 03 分 16 秒				
13</												

番号	市町	名称	所在地	区分	駐機数		位置(緯度)			位置(経度)										
					中型機	大型機	緯度	経度	分	秒	緯度	経度	分	秒						
22	久万高原町	面河中小学校	久万高原町洪草2314	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	41	分	15	秒	東経	133	度	01	分	59	秒
23	久万高原町	仕七川小学校	久万高原町東川1207	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	38	分	11	秒	東経	133	度	00	分	14	秒
24	久万高原町	山村広場	久万高原町東川428	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	38	分	25	秒	東経	133	度	00	分	29	秒
25	久万高原町	四国電力ヘリポート	久万高原町西谷13287・13295	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	31	分	51	秒	東経	132	度	58	分	35	秒
1	東温市	東温消防前	東温市横河原1376番地先	地域拠点	3	—	北緯	33	度	48	分	02	秒	東経	132	度	53	分	10	秒
2	東温市	東温総合公園	東温市西岡1284-1	地域拠点	1	—	北緯	33	度	48	分	34	秒	東経	132	度	52	分	02	秒
3	東温市	愛媛大学医学部運動場	東温市志津川12154	緊急(適地)	2	—	北緯	33	度	48	分	00	秒	東経	132	度	52	分	45	秒

東予地区

1	四国中央市	新田公園	四国中央市柴生町字山瀬乙169	地域拠点	1	—	北緯	33	度	59	分	35	秒	東経	133	度	36	分	59	秒
2	四国中央市	三島運動公園	四国中央市中之庄町1678-5	地域拠点	4	2	北緯	33	度	58	分	43	秒	東経	133	度	31	分	35	秒
3	四国中央市	やまじ風公園	四国中央市土居町畑野1637番地	地域拠点	3	2	北緯	33	度	56	分	47	秒	東経	133	度	24	分	43	秒
4	四国中央市	三島ヘリポート	四国中央市中之庄町1670-4	地域拠点	1	—	北緯	33	度	58	分	51	秒	東経	133	度	31	分	32	秒
5	四国中央市	土居ヘリポート	四国中央市土居町土居海通橋北東関川河川内	地域拠点	1	—	北緯	33	度	58	分	10	秒	東経	133	度	25	分	48	秒
6	四国中央市	浜公園多目的広場	四国中央市川之江町4109-3	緊急(適地)	3	1	北緯	34	度	01	分	07	秒	東経	133	度	33	分	56	秒
7	四国中央市	翠波峰駐車場	四国中央市梶定町字重石乙66-54	緊急(適地)	1	—	北緯	33	度	56	分	21	秒	東経	133	度	32	分	15	秒
8	四国中央市	スカイフィールド富郷	四国中央市富郷町栗川山字上長瀬151	緊急(適地)	3	—	北緯	33	度	55	分	14	秒	東経	133	度	30	分	47	秒
9	四国中央市	新宮ヘリポート	四国中央市新宮町新瀬川1403	緊急(適地)	3	1	北緯	33	度	55	分	11	秒	東経	133	度	28	分	39	秒
10	四国中央市	富郷ダムヘリポート	四国中央市富郷町津根山乙353-2	緊急(適地)	1	—	北緯	33	度	52	分	59	秒	東経	133	度	28	分	38	秒
11	四国中央市	川之江ヘリポート	四国中央市金生町下分2081-1地先	緊急(適地)	1	—	北緯	33	度	59	分	59	秒	東経	133	度	35	分	09	秒
12	四国中央市	旧新宮小中学校	四国中央市新宮町新宮105	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	56	分	53	秒	東経	133	度	38	分	22	秒
1	新居浜市	国領川河川敷	新居浜市東雲町3丁目 国領川河川敷	緊急(適地)	1	—	北緯	33	度	57	分	36	秒	東経	133	度	17	分	57	秒
2	新居浜市	新居浜病院	新居浜市本郷3-1-1	地域拠点	1	—	北緯	33	度	56	分	02	秒	東経	133	度	16	分	46	秒
3	新居浜市	国領川多目的広場	新居浜市南小松町国領川河川敷	地域拠点	1	—	北緯	33	度	58	分	14	秒	東経	133	度	17	分	32	秒
4	新居浜市	新居浜病院屋上	新居浜市本郷3-1-1	地域拠点	1	—	北緯	33	度	55	分	57	秒	東経	133	度	16	分	50	秒
5	新居浜市	山根公園	新居浜市山根町3-10	緊急(適地)	2	—	北緯	33	度	55	分	25	秒	東経	133	度	18	分	42	秒
6	新居浜市	マリナーパーク新居浜イベント広場	新居浜市垣生3丁目乙324番地	緊急(適地)	1	—	北緯	33	度	59	分	25	秒	東経	133	度	19	分	52	秒
7	新居浜市	市営サッカー場	新居浜市観音原町乙109番地	緊急(適地)	4	—	北緯	33	度	57	分	20	秒	東経	133	度	18	分	55	秒
8	新居浜市	大池広場	新居浜市別子山甲122	緊急(適地)	1	—	北緯	33	度	51	分	30	秒	東経	133	度	25	分	34	秒
9	新居浜市	新居浜市民グラウンド	新居浜市角野新田町3-2822-9	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	55	分	20	秒	東経	133	度	18	分	35	秒
10	新居浜市	マリナーパーク新居浜多目的広場	新居浜市垣生3丁目乙324番地	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	59	分	24	秒	東経	133	度	19	分	55	秒
1	西条市	野外ステージ広場	西条市西ひうち1番の2	広域拠点	2	—	北緯	33	度	56	分	09	秒	東経	133	度	11	分	11	秒
2	西条市	西条運動公園	西条市西ひうち1番の2	広域拠点	3	1	北緯	33	度	56	分	09	秒	東経	133	度	11	分	04	秒
3	西条市	陸上競技場	西条市西ひうち1番の2	広域拠点	4	2	北緯	33	度	56	分	03	秒	東経	133	度	11	分	07	秒
4	西条市	レクリエーション広場	西条市西ひうち1番の2	広域拠点	2	—	北緯	33	度	56	分	08	秒	東経	133	度	11	分	15	秒
5	西条市	東予運動公園	西条市河原津新田甲157番地	広域拠点	4	1	北緯	33	度	57	分	49	秒	東経	133	度	04	分	28	秒
6	西条市	野球場	西条市河原津新田甲157番地	広域拠点	3	1	北緯	33	度	57	分	55	秒	東経	133	度	04	分	28	秒
7	西条市	西条運動公園	西条市西ひうち1番の2	地域拠点	2	—	北緯	33	度	56	分	09	秒	東経	133	度	11	分	11	秒
8	西条市	加茂川河川敷	西条市大町大南 加茂川河川敷	地域拠点	3	—	北緯	33	度	53	分	57	秒	東経	133	度	11	分	31	秒
9	西条市	西条西署	西条市周布1684番地	地域拠点	1	—	北緯	33	度	55	分	02	秒	東経	133	度	04	分	28	秒
10	西条市	東予運動公園	西条市河原津新田甲157番地	地域拠点	4	1	北緯	33	度	57	分	49	秒	東経	133	度	04	分	28	秒
11	西条市	丹原文化会館	西条市丹原町田野上方2131番地1	地域拠点	2	—	北緯	33	度	53	分	06	秒	東経	133	度	02	分	54	秒
12	西条市	クラレ西条グラウンド	西条市朔日市818番地	緊急(適地)	2	—	北緯	33	度	55	分	49	秒	東経	133	度	11	分	00	秒
13	西条市	市民公園グラウンド	西条市大町457	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	55	分	00	秒	東経	133	度	11	分	33	秒
14	西条市	西部公園	西条市氷見乙608	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	53	分	56	秒	東経	133	度	08	分	01	秒
15	西条市	小松中央公園	西条市小松町新屋敷甲2427	緊急(準適地)	1	1	北緯	33	度	53	分	19	秒	東経	133	度	06	分	33	秒
16	西条市	石根ふれあい公園	西条市小松町大頭甲614	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	52	分	38	秒	東経	133	度	04	分	10	秒
17	西条市	丹原総合公園グラウンド	西条市丹原町久妙寺甲244	緊急(準適地)	1	—	北緯	33	度	53	分	59	秒	東経	133	度	02	分	45	秒
1	今治市	今治球場	今治市大新田町5丁目1-17	地域拠点	2	1	北緯	34	度	04	分	43	秒	東経	132	度	59	分	22	秒
2	今治市	多々羅公園	今治市上浦町井口7074番地20	地域拠点	2	1	北緯	34	度	15	分	37	秒	東経	133	度	02	分	53	秒
3	今治市	藤山公園	今治市大町宮脇乙579番地1	地域拠点	2	1	北緯	34	度	03	分	38	秒	東経	132	度	55	分	47	秒
4	今治市	吉海ハラ公園	今治市吉海町福田1290番地	地域拠点	1	—	北緯	34	度	09	分	15	秒	東経	133	度	02	分	25	秒
5	今治市	関前白湯港	今治市関前岡村乙302番地6	地域拠点	1	—	北緯	34	度	11	分	12	秒	東経	132	度	52	分	09	秒
6	今治市	西部丘陵公園	今治市高地町2丁目乙429番地1	地域拠点	2	1	北緯	34	度	04	分	27	秒	東経	132	度	58	分	23	秒
7	今治市	今治北署	今治市伯方町叶浦1667番地4	地域拠点	1	—	北緯	34	度	12	分	16	秒	東経	133	度	04	分	25	秒
8	今治市	菊間分署	今治市菊間町浜1500番地17	地域拠点	1	1	北緯	34	度	02	分	40	秒	東経	132	度	51	分	00	秒
9	今治市	糸山公園	今治市砂場町2丁目8	緊急(適地)	1	—	北緯	34	度	06	分	39	秒	東経	132	度	58	分	43	秒
10	今治市	東方ふるさと歴史公園	今治市伯方町木浦甲546番地	緊急(適地)	1	—	北緯	34	度	12	分	29	秒	東経	133	度	07	分	11	秒
11	今治市	緑のふるさと公園	今治市朝倉下乙258番地1	緊急(準適地)	1	1	北緯	33	度	59	分	57	秒	東経	133	度	00	分	24	秒
12	今治市	波方ターミナル駐車場	今治市波方町宮崎甲600番地	緊急(準適地)	1	—	北緯	34	度	06	分	58	秒	東経	132	度	54	分	37	秒
1	上島町	弓削港	上島町弓削下弓削1035番地	地域拠点	2	—	北緯	34	度	15	分	34	秒	東経	133	度	12	分	00	秒
2	上島町	生名立石港多目的広場	上島町生名1881番地3	地域拠点	1	2	北緯	34	度	16	分	35	秒	東経	133	度	10	分	41	秒
3	上島町	篠塚漁港魚貝干場	上島町魚島松の浦地先	緊急(適地)	1	—	北緯	34	度	10	分	47	秒	東経	133	度	19	分	07	秒
4	上島町	弓削船舶高等専門学校	上島町弓削下弓削1000	緊急(適地)	4	2	北緯	34	度	15	分	14	秒	東経	133	度	12	分	26	秒
5	上島町	豊島コミュニティセンター	上島町豊島46	緊急(適地)	1	—	北緯	34	度	13	分	50	秒	東経	133	度	15	分	24	秒
6	上島町	高井神漁港	上島町魚島2番耕地436番地	緊急(適地)	1	—	北緯	34	度	11	分	31	秒	東経	133	度	16	分	26	秒
7	上島町	鎌田海岸町有地	上島町弓削鎌田336	緊急(適地)	1	—	北緯	34	度	14	分	26	秒	東経	133	度	12	分	11	秒
8	上島町	篠塚漁港東護岸	上島町魚島1番耕地1362番地地先	緊急(適地)	1	—	北緯	34	度	10	分	50	秒</							

番号	市町	名称	所在地	区分	駐機数		位置(緯度)			位置(経度)					
					中型機	大型機	緯	緯	緯	経	経	経			
9	八幡浜市	真穴小学校	八幡浜市真網代162番地	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	24分	13秒	東経	132度	23分	31秒	
10	伊方町	瀬戸中学校	伊方町三机乙3350番地1	地域拠点	1	—	北緯	33度	27分	06秒	東経	132度	15分	08秒	
11	伊方町	串へりポート	伊方町串110番地	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	21分	57秒	東経	132度	02分	46秒	
12	伊方町	三崎中学校	伊方町三崎908	緊急(準適地)	2	—	北緯	33度	23分	19秒	東経	132度	07分	28秒	
13	伊方町	伊方町長グラウンド	伊方町川永田乙43番地	緊急(準適地)	1	1	北緯	33度	28分	48秒	東経	132度	19分	34秒	
1	西予市	宇和運動公園陸上競技場	西予市宇和町卯之町3丁目517番地	地域拠点	2	1	北緯	33度	21分	31秒	東経	132度	30分	33秒	
2	西予市	高山へりポート	西予市明浜町高山甲461-1	地域拠点	1	—	北緯	33度	18分	54秒	東経	132度	26分	27秒	
3	西予市	野村球場	西予市野村町野村13号366番地	地域拠点	2	—	北緯	33度	22分	41秒	東経	132度	38分	10秒	
4	西予市	城川運動公園	西予市城川町土居30-2	地域拠点	2	1	北緯	33度	22分	51秒	東経	132度	45分	56秒	
5	西予市	惣川臨時へりポート	西予市野村町惣川367	緊急(適地)	2	—	北緯	33度	28分	26秒	東経	132度	47分	11秒	
6	西予市	大野ヶ原へりポート	西予市野村町大野ヶ原399番地、513番2	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	28分	36秒	東経	132度	53分	05秒	
7	西予市	どすこいパーク	西予市野村町野村4-3-1	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	22分	43秒	東経	132度	38分	46秒	
8	西予市	西予消防HP	西予市宇和町神領515	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	21分	58秒	東経	132度	30分	15秒	
9	西予市	明浜運動場	西予市明浜町徳津9番耕地316	緊急(準適地)	2	—	北緯	33度	19分	27秒	東経	132度	29分	11秒	
10	西予市	狩江小学校	西予市明浜町狩江2番耕地1350	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	19分	11秒	東経	132度	27分	57秒	
11	西予市	宇和球場	西予市宇和町卯之町五丁目118番地	緊急(準適地)	2	1	北緯	33度	21分	38秒	東経	132度	31分	23秒	
12	西予市	大野ヶ原小学校	西予市野村町大野ヶ原217	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	28分	47秒	東経	132度	52分	15秒	
13	西予市	野村中筋グラウンド	西予市野村町平野23	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	24分	41秒	東経	132度	38分	18秒	
14	西予市	野村貝吹グラウンド	西予市野村町鎌田613	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	24分	20秒	東経	132度	40分	58秒	
15	西予市	野村横林グラウンド	西予市野村町予子林5557	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	25分	33秒	東経	132度	43分	13秒	
16	西予市	湊筋小学校	西予市野村町鳥鹿野870	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	24分	15秒	東経	132度	35分	15秒	
17	西予市	野村畜産総合振興センター	西予市野村町阿下6-126	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	23分	18秒	東経	132度	39分	07秒	
18	西予市	野井川農村広場	西予市城川町野井川2868-2	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	26分	14秒	東経	132度	47分	18秒	
19	西予市	川津南高齢者等生活支援促進施設	西予市城川町川津南2027-1	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	22分	53秒	東経	132度	49分	11秒	
20	西予市	明間地区グラウンド	西予市宇和町明間1065-1	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	20分	45秒	東経	132度	34分	58秒	
1	宇和島市	丸山公園	野球場	宇和島市和霊町555-1	広域拠点	3	1	北緯	33度	13分	45秒	東経	132度	34分	33秒
2	宇和島市		運動広場ソフトボール場			2	1	北緯	33度	13分	45秒	東経	132度	34分	28秒
3	宇和島市		多目的グラウンドサッカー場			4	1	北緯	33度	13分	39秒	東経	132度	34分	42秒
4	宇和島市		ふれあい広場			1	1	北緯	33度	13分	39秒	東経	132度	34分	47秒
5	宇和島市		陸上競技場			4	2	北緯	33度	13分	44秒	東経	132度	34分	45秒
6	宇和島市	丸山公園運動広場ソフトボール場	宇和島市和霊町555-1	地域拠点	2	—	北緯	33度	13分	43秒	東経	132度	34分	28秒	
7	宇和島市	津島公園	宇和島市津島町近家1717番地の1	地域拠点	1	—	北緯	33度	07分	19秒	東経	132度	30分	37秒	
8	宇和島市	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	地域拠点	1	—	北緯	33度	12分	55秒	東経	132度	33分	54秒	
9	宇和島市	丸山公園ふれあい広場	宇和島市和霊町555-1	地域拠点	1	—	北緯	33度	13分	39秒	東経	132度	34分	47秒	
10	宇和島市	嘉島へりポート	宇和島市戸島4173.4174番地	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	13分	27秒	東経	132度	21分	45秒	
11	宇和島市	日崎海水浴場	宇和島市日振島	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	10分	31秒	東経	132度	17分	36秒	
12	宇和島市	九島大橋	宇和島市坂下津	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	13分	34秒	東経	132度	32分	28秒	
13	宇和島市	宮下ふれあい広場	宇和島市宮下乙605	緊急(準適地)	2	—	北緯	33度	12分	17秒	東経	132度	32分	37秒	
14	宇和島市	旧宇和海中学校	宇和島市下波2952-1	緊急(準適地)	2	—	北緯	33度	10分	15秒	東経	132度	27分	54秒	
15	宇和島市	戸島小学校	宇和島市戸島2335	緊急(準適地)	2	—	北緯	33度	12分	09秒	東経	132度	21分	38秒	
16	宇和島市	大入キャンプ場	宇和島市日振島	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	10分	21秒	東経	132度	17分	08秒	
17	宇和島市	吉田球場	宇和島市吉田町鶴間字浦田新63	緊急(準適地)	2	1	北緯	33度	17分	03秒	東経	132度	31分	57秒	
18	宇和島市	三間町運動公園	宇和島市三間町黒井1542	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	18分	36秒	東経	132度	35分	48秒	
19	宇和島市	吉田公園自由広場	宇和島市吉田町鶴間字浦田新63	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	16分	58秒	東経	132度	32分	06秒	
20	宇和島市	奥南公民館グラウンド	宇和島市吉田町奥浦甲1-1	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	16分	13秒	東経	132度	29分	31秒	
21	宇和島市	喜佐方公園	宇和島市吉田町河内甲72-1	緊急(準適地)	2	1	北緯	33度	17分	31秒	東経	132度	31分	17秒	
22	宇和島市	玉津小学校グラウンド	宇和島市吉田町法花津7-333	緊急(準適地)	2	1	北緯	33度	19分	07秒	東経	132度	31分	13秒	
23	宇和島市	清満小学校グラウンド	宇和島市津島町岩瀬丙395番地	緊急(準適地)	2	1	北緯	33度	07分	29秒	東経	132度	33分	03秒	
24	宇和島市	御嶺小学校グラウンド	宇和島市津島町横川1967	緊急(準適地)	2	1	北緯	33度	05分	47秒	東経	132度	38分	02秒	
25	鬼北町	奈良川河川敷	鬼北町近永 奈良川河川敷	緊急(適地)	2	—	北緯	33度	15分	21秒	東経	132度	41分	10秒	
26	鬼北町	三島小学校	鬼北町延川43-1	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	18分	17秒	東経	132度	44分	40秒	
27	鬼北町	川口集会所	鬼北町父野川下1232番地	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	19分	25秒	東経	132度	49分	21秒	
28	鬼北町	愛治小学校	鬼北町清水351番地	緊急(準適地)	2	1	北緯	33度	18分	08秒	東経	132度	41分	10秒	
29	鬼北町	鬼北総合公園	鬼北町永野市1290-1	緊急(準適地)	2	—	北緯	33度	14分	46秒	東経	132度	40分	58秒	
30	鬼北町	日吉農村広場	鬼北町上鍵山734	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	20分	25秒	東経	132度	47分	05秒	
31	鬼北町	富母里へりポート	鬼北町大字父野川上98番地	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	19分	25秒	東経	132度	52分	04秒	
32	松野町	松野豊岡へりポート	松野町大字豊岡4806番地	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	13分	29秒	東経	132度	42分	17秒	
33	松野町	葛川へりポート	北宇和郡松野町大字吉野3996番1	緊急(適地)	1	—	北緯	33度	12分	06秒	東経	132度	45分	29秒	
34	松野町	松野南小学校	松野町大字目黒1460番地	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	09分	35秒	東経	132度	41分	50秒	
1	愛南町	城辺球技場	愛南町蓮乗寺298-1	地域拠点	1	—	北緯	32度	57分	02秒	東経	132度	35分	11秒	
2	愛南町	僧都川河川敷	愛南町城辺甲2433-1番地先	緊急(適地)	2	—	北緯	32度	57分	53秒	東経	132度	35分	04秒	
3	愛南町	僧都川右岸河川敷	愛南町城辺乙509番地先	緊急(適地)	1	—	北緯	32度	57分	42秒	東経	132度	34分	22秒	
4	愛南町	福浦埋立地	愛南町福浦981-2	緊急(適地)	1	—	北緯	32度	55分	03秒	東経	132度	29分	52秒	
5	愛南町	中浦へりポート	愛南町中浦	緊急(適地)	1	—	北緯	32度	57分	59秒	東経	132度	29分	43秒	
6	愛南町	西海ふれあい公園多目的広場	愛南町程月212番地	緊急(適地)	1	—	北緯	32度	57分	05秒	東経	132度	31分	02秒	
7	愛南町	内海運動公園グラウンド	愛南町柏366	緊急(準適地)	1	—	北緯	33度	01分	05秒	東経	132度	29分	45秒	
8	愛南町	第3号南レク都市公園多目的広場	愛南町蓮乗寺295	緊急(準適地)	4	2	北緯	32度	57分	11秒	東経	132度	35分	00秒	
9	愛南町	組合立篠山小学校	愛南町正木1276	緊急(準適地)	1	—	北緯	32度	59分	49秒	東経	132度	41分	05秒	

※大型機駐機数は地積による判断のうえ記載

16-7 県内の孤立の恐れがある地区内における臨時ヘリポート一覧

番号	市町名	臨時ヘリポート名称	所在地	位置(緯度)		位置(経度)	
1	新居浜市	大島港	新居浜市大島甲1541番地先	北緯	33度59分41秒	東経	133度21分59秒
2	新居浜市	大島埋め立て地	新居浜市大島甲1601番地先	北緯	33度59分25秒	東経	133度21分40秒
3	新居浜市	成運動公園	新居浜市別子山乙304-8	北緯	33度51分46秒	東経	133度26分31秒
4	新居浜市	池田公園広場	新居浜市船木1533	北緯	33度56分14秒	東経	133度20分30秒
5	新居浜市	あかがねの里東平	新居浜市立川町653-1	北緯	33度52分33秒	東経	133度18分58秒
6	東温市	神子野グラウンド多目的広場	東温市山之内甲1640番地1	北緯	33度51分42秒	東経	132度54分27秒
7	東温市	佐古ダム駐車場	東温市下林丙945番地4	北緯	33度46分03秒	東経	132度52分33秒
8	東温市	滑川生活改善センター	東温市滑川甲1422番地	北緯	33度47分55秒	東経	132度59分49秒
9	東温市	白猪の滝駐車場	東温市河之内甲3270番地1	北緯	33度46分02秒	東経	132度58分08秒
10	東温市	東温市立東谷小学校	東温市則之内甲334番地	北緯	33度47分33秒	東経	132度57分13秒
11	東温市	東温市立西谷小学校	東温市則之内乙835番地	北緯	33度46分18秒	東経	132度55分02秒
12	東温市	奥松瀬川公民館	東温市松瀬川乙80番地	北緯	33度48分38秒	東経	132度56分49秒
13	久万高原町	楨谷分校跡	久万高原町菅生5番耕地484-2	北緯	33度39分10秒	東経	132度57分14秒
14	久万高原町	大成神社	久万高原町大成633	北緯	33度41分56秒	東経	133度03分59秒
15	大洲市	大駄馬ふれあい広場	大洲市肱川町予子林119番地	北緯	33度26分45秒	東経	132度41分41秒
16	大洲市	河辺中学校	大洲市河辺町河都375番地	北緯	33度30分07秒	東経	132度45分13秒
17	八幡浜市	八幡浜市古谷	八幡浜市松柏丁139番地1	北緯	33度28分34秒	東経	132度27分13秒
18	八幡浜市	八幡浜市古藪	八幡浜市川之内3番耕地261番地	北緯	33度27分11秒	東経	132度29分22秒
19	西予市	城川自然ロッジ	西予市城川町窪野2560	北緯	33度24分25秒	東経	132度47分34秒

## 16-8 愛媛県消防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
  - (2) 救急活動
  - (3) 救助活動
  - (4) 火災防御活動
  - (5) 広域航空消防応援活動
  - (6) 災害予防対策活動
  - (7) 消防防災訓練活動
- (支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県消防航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
  - (2) 活動種別、状況
  - (3) 発生現場の気象状況
  - (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
  - (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
  - (6) 支援に要する資機材の種別・数量
  - (7) その他必要な事項
- (支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰

する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときは、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認められたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。  
(市町の職員派遣)

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

(活動補助要員の確保等)

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しななければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

(協定市町の変更に伴う取扱い)

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

(協定の改廃及び疑義)

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び各市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県	加戸守行	松山市	中村時広
愛媛県知事		松山市長	
今治市	越智忍	宇和島市	石橋寛久
今治市長		宇和島市長	
八幡浜市	高橋英吾	新居浜市	佐々木龍
八幡浜市長		新居浜市長	
西条市	伊藤宏太郎	大洲市	大森隆雄
西条市長		大洲市長	
伊予市	中村佑	四国中央市	井原巧
伊予市長		四国中央市長	
西予市	三好幹二	東温市	高須賀功
西予市長		東温市長	
上島町	上村俊之	久万高原町	玉水寿清
上島町長		久万高原町長	
松前町	白石勝也	砥部町	中村剛志
松前町長		砥部町長	
内子町	河内紘一	伊方町	伊方町長職務代理者 助役 清水博義
内子町長		伊方町長	
松野町	岡武男	鬼北町	鬼北町長 松浦甚一
松野町長		鬼北町長	
愛南町	谷口長治	宇和島地区広域事務組合	石橋寛久
愛南町長		宇和島地区広域事務組合	
八幡浜地区施設事務組合	高橋英吾	組合長	大洲地区広域消防事務組合
八幡浜地区施設事務組合		組合長	大森隆雄
伊予消防等事務組合	中村佑	伊予消防等事務組合	
伊予消防等事務組合		伊予消防等事務組合	
組合長		組合長	

## 愛媛県航空運用調整班活動計画

### 1 目的

この計画は、愛媛県内で、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害等が発生し、複数機関のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリ等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、愛媛県災害対策本部（以下「本部」という。）におけるヘリ等の安全かつ効率的な航空運用調整を迅速に行うため、愛媛県地域防災計画に規定する愛媛県航空運用調整班（以下「運用調整班」という。）について必要な事項を定める。

なお、この計画は、運用調整班に参画する主たる本部関係部（以下「関係部」という。）及び協力機関（以下「参画機関等」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げない。

### 2 運用調整班の設置

(1) 県は、県内で大規模災害等が発生し、本部要綱に基づき本部を設置した場合において、複数のヘリ等が災害対策活動に従事し、安全運航及び効率的な運用調整を迅速に行う必要があるとき、災害対策本部統括司令部統括調整・司令室広域応援・救助班内に運用調整班を設置する。

(2) 運用調整班設置の決定は、副統括司令（防災安全統括部長）が行う。

(3) 運用調整班は、班長及び班長補佐並びに別紙1の関係部から派遣された要員（以下「調整班員」という。）で構成するものとする。

(4) 運用調整班の班長は、消防防災安全課消防航空事務所長をもって充てる。ただし、班長に事故等がある場合は、本部長が指名した者をもって充てる。

(5) 班長補佐は、愛媛県消防防災航空隊長又は副隊長をもって充てる。

(6) 消防防災航空隊員は、原則として、松山空港にヘリベースを開設する。

また、受援体制が整った後、必要な情報の提供等、運用調整班の補助を行う。

(7) 運用調整班は、別紙2の協力機関から派遣された要員（以下「協力要員」という。）を通じ、協力機関と連携を図る。

(8) 運用調整班は、「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針（厚生労働省）」の趣旨を踏まえる。

### 3 運用調整班の任務

(1) ヘリ等を必要とする災害状況の把握及び出動への調整

(2) ヘリ等の安全運航に関する調整

(3) ヘリ等の参集場所（空港、場外離着陸場）及び活動拠点等の調整

(4) 燃料補給体制の調整

(5) 場外離着陸場及び活動拠点等での地上支援活動の調整

(6) その他必要な事項

### 4 調整班員及び協力要員の参集等

(1) 本部は、運用調整班を設置した場合には、参画機関等に対して運用調整班の設置を通知するとともに、調整班員及び協力要員（以下「調整班員等」という。）の参集を

平成30年4月

愛媛県

要請するものとする。

(2) 参画機関等は、調整班員等の参集の可否を本部に報告するとともに、次に掲げる情報等が必要に応じ、提供するものとする。

- ① 収集した災害情報及び映像
- ② 既に実施した災害対策活動及び飛行計画
- ③ 今後予定している災害対策活動及び飛行計画
- ④ ヘリ等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- ⑤ 使用予定駐機場所及び場外離着陸場
- ⑥ 燃料給油計画
- ⑦ その他必要な事項

## 5 災害対策活動

参画機関等は、本部の活動方針に基づき、次の任務を行うものとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 緊急人員（部隊）搬送
- (6) 緊急物資輸送
- (7) その他ヘリ等による活動が有効と認められる活動（ヘリベース、SCU等の後方支援活動及び避難誘導等の広報活動等）

## 6 ヘリ等の運用

- (1) 要請事案の割振調整  
① ヘリ等の出動要請の要否については運用調整班において企画立案し、災害対策本部統括司令部統括調整・司令室作戦司令グループ長が意思決定し、副統括司令まで報告する。
- ② 運用調整班は、被害状況を踏まえ、参画機関等と調整の上、要請事案のうち、優先すべき事案からヘリ等の割振りを行う。事案の割振りは、各参画機関等に対して行い、各機体への任務付与は、各機関において行う。
- ③ 運用調整班は、多数の要請が集中した場合は、参画機関等と協議の上、担当する区域分け又は任務割、時間割等の調整を行う。
- ④ 運用調整班は、災害対策本部統括司令部統括調整・司令室作戦司令グループ等本部と適宜情報共有を図る。
- (2) 重視する運用  
① 情報収集、人命救助  
ア 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集  
イ 陸路到達困難区域での空からの消火・救助・救急活動のためのヘリ等の配分  
ウ 人命救助のための部隊の輸送及びDMMAT参集のためのヘリ等の活用  
② 医療搬送  
広域医療搬送のためのヘリ等の活用（傷病者の発生状況やSCUへの患者の搬送状況を踏まえたヘリ等の追加配分を含む）

## 7 安全対策

運用調整班は、ヘリ等の運航に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）やサイレントタイムの発出
- (2) 飛行計画及び災害対策活動に係る高度区分
- (3) 使用航空波その他の無線運用の調整
- (4) ヘリコプター動態管理システムによる機体管理及び情報共有
- (5) フライトサービスの開設
- (6) 参画機関等以外（報道関係機関等）のヘリ等の活動状況の把握及び調整（救助現場、松山空港等周辺の飛行の自粛要請、松山空港への離着陸・給油の自粛要請）
- (7) その他安全運航に関する事項

## 8 受援体制

- (1) 松山空港（ヘリベース）における受援体制  
運用調整班は、ヘリ等が松山空港に集結する場合は、県消防防災航空隊に対して次の事項の調整を指示するものとする。
  - ① 駐機場所の調整
  - ② 夜間及び空港運用時間外の運航に係る調整
  - ③ 燃料の確保及び給油方法
  - ④ 応援航空隊員等の待機場所の確保
  - ⑤ その他必要な事項
- (2) 場外離着陸場（フォワードベース、ランディングポイント及び活動拠点等）における受援体制  
運用調整班は、ヘリ等が場外離着陸場に集結又は活動拠点として使用する場合は、県消防防災航空隊に対して次の事項の調整を指示するものとする。

- ① 駐機可能機数
- ② 管轄消防本部等の支援
- ③ 連絡可能な無線及び周波数
- ④ 燃料の確保及び給油方法
- ⑤ 応援航空隊員等の待機場所の確保
- ⑥ その他必要な事項

## 9 運用調整班の活動終了

本部は、災害の推移等により、ヘリ等の災害対策活動等の調整を要しないこととなった場合は、運用調整班を解散する。

## 10 その他

県は、本部の設置に至らない災害発生時においても、参画機関等が保有するヘリ等が県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、本計画を準用する。

## 附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

## 愛媛県航空運用調整班 主たる災害対策本部関係部 一覧

統括司令部（県防災危機管理課、県消防防災安全課）  
 災害医療対策部（県医療対策課、県立病院課（県DMA T調整本部を含む。））  
 公安警備対策部（県警察本部）

※ 災害規模等に応じ、拡大・縮小する

## 愛媛県航空運用調整班 協力機関 一覧

陸上自衛隊 第14旅団 第14特科隊  
 第六管区海上保安本部  
 同松山海上保安部（代表）  
 同今治海上保安部  
 同宇和島海上保安部  
 代表消防機関（松山市消防局 警防課）  
 大阪航空局 松山空港事務所

※ 災害規模等に応じ、拡大・縮小する。  
 海上保安庁については、主として松山海上保安部が担当し、松山海上保安部の対応が困難な場合、他の海上保安部が担当する。

## 用語の解説

- 広域医療搬送  
被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うため関係機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運送等を含む。広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に広域医療搬送拠点を設置して行う。
- サイレントタイム  
要救助者の発する声や物音を聞くため、飛行を中止又は静かな状態にする時間。
- ノータム（航空情報）  
国土交通大臣が航空機乗組員に対して提供する航空機の運航のために必要な情報をいう。
- フォワードベース（FB）  
被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。  
被災地近傍において、航空活動を安全かつ効率的に行うことを目的として設置する補給点・給油点などに使用する臨時離着陸場を対象とする。
- フライトサービス  
ヘリ等が安全・円滑に活動できるよう局地的にその周辺空域に関する情報提供を行うため場外離着陸場に設置される情報提供所。  
周辺空域に関する情報とは、気象、他機の活動状況及び離着陸に係る支援情報等。フライトサービスを設置する場合には、航空情報（ノータム）により周知を行う。
- ヘリベース（HB）  
災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮（指示・任務付与）を実施し、かつ駐機、給油、装備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空隊の進出拠点（集結場所）をいう。  
通常は、空港、ヘリポート、自衛隊基地等に設置し、状況により公園、河川敷等の野外に設置することもある。
- ランディングポイント（LP）  
ヘリベース（HB）、フォワードベース（FB）以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う拠点をいう。
- DMA T  
災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（医師、看護師、業務調整員）。

● S C U (航空搬送拠点臨時医療施設)

航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

